

上尾市立保育所における紙おむつ等サブスクリプションサービス業務に関する覚書(案)

上尾市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、紙おむつ等サブスクリプションサービス(以下「本サービス」という。)に関し、上尾市立保育所(以下、保育所という。)に入所している児童が保育所で使用する紙おむつ及びおしりふき(以下、「紙おむつ等」という。)の提供を行うものとし、下記のとおり覚書を交わし、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

1 目的

この覚書は、紙おむつ等サブスクリプションサービス事業を適正に実施するための必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

3 用語の定義

- (1)サービス 保育所で使用する紙おむつ等を月額定額制で利用することができるものをいう。
- (2)利用者 サービスの利用を希望する児童の保護者

4 紙おむつ等の規格 この覚書にかかる紙おむつ等のサイズ及び銘柄は次のとおりとする。

種類	サイズ	タイプ	銘柄
紙おむつ	S	テープ	
	M	テープ	
		パンツ	
	L	パンツ	
	ビッグ	パンツ	
ビッグより大きい	パンツ		
おしりふき	—	—	

5 サービス利用料金

- (1) 本サービスにおける提供価格については、1名当たり、月額 _____ 円(税込)とする。
乙は契約期間内において、原則として、甲の了承なくサービスの利用者が不利となる価格変更及び提供する内容の変更を行わないものとする。
- (2) 契約は児童1人につき1契約とする。

6 契約方主体及び契約期間

- (1)契約は、乙が直接利用者と締結するものとする。
- (2)契約期間は1カ月毎とし、「2 実施期間」に定める事業実施期間中は利用者からの申し出がない限り自動更新とする。
- (3)「2 実施期間」に定める事業実施期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中での新規契約を可能とする。
- (4)「2 実施期間」に定める事業実施期間中に利用希望者が解約を申し出た場合、期間途中での解約を可能とする。
- (5)利用希望者がおらず、未導入となっていた保育所において事業実施期間途中に1名以上の利用希望の申し込みがあった場合は、利用希望に応じて導入に応じること。

7 請求及び支払い

利用料金の支払い及び還付等、支払いに付随する業務についても、乙と利用者間で行うこととし、甲は一切の費用を負担しない。

8 園へのサポート体制について

乙は、本サービスを提供するに当たり、利用者及び保育所からの問合せに円滑に対応できる体制を整えること。

9 紙おむつ等の納品について

- (1)紙おむつ等の納品に搬入にあたっては、保育に支障のないよう配慮すること。特に、児童の安全確保については、格段の配慮を行うこと。
- (2)搬入等の日程、時間帯については、保育所とサービス事業者において協議し定める。

10 災害時における救援物資の提供について

- (1)上尾市内において、震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に救援物資の提供の要請があったときは、乙は、乙の紙おむつ等サブスクリプションサービスを利用する保育施設に在庫として保管されている紙おむつ及びおしりふき(以下、「紙おむつ等」という。)を甲に無償で提供するものとする。
- (2)乙は、前項の要請があったときは、保育施設に製品の補充等が行えるよう体制を整えるなど甲の支援に努めるものとする。ただし、道路の不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

- (3)乙は、第1項の要請があった場合は、同項に規定された在庫の無償の提供のほか、甲が必要とする紙おむつ等を発注したときには、甲の発注を他の発注に優先し、安定して甲に供給することに努めるものとする。
- (4)前項で発注された紙おむつ等の引渡し場所は、紙おむつ等サブスクリプションサービスを利用する施設とし、救援物資要請期間中の納品物は期間終了の翌月末までに乙から甲へ書面(電子メールに添付する方法を含む。)により報告するものとする。また、原則として紙おむつ等の対価については、紙おむつ等サブスクリプションサービスを利用する保育施設の在庫は無償とし、救援物資要請期間内における救援物資のための追加発注分は甲が負担するものとし、甲の意見を踏まえ、乙が決定する。
- (5)甲が乙に第1項の要請をするときは、救援物資提供要請書(電子メールに添付する方法を含む。)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、紙おむつ等サブスクリプションサービスを利用する施設は事前の許可なく施設にある在庫を利用できるものとし、在庫の利用後速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

10 遵守事項

- (1)作業の遂行にあたり、運搬車両に関し道路交通法令を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関連法令を遵守しなければならない。
- (2)作業中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- (3)作業上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、実施期間満了後及び覚書解除後においても同様とする。
- (4)「上尾市暴力団排除条例」を遵守すること。

11 契約の解除権

本市は、サービス事業者が次のいずれかに該当するときは、サービス事業者と保護者間で締結する本事業の契約を解除することができる。

- (1)正当な理由なく本覚書及び本事業仕様書に基づくサービス業務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2)サービス業務の履行について不正な行為があったとき。
- (3)サービス業務の履行にあたり本市の指示に従わないとき又は本市の職務の執行を妨げたとき。
- (4)本市に重大な損害又は危害をおよぼしたとき。
- (5)前各号のほか、本覚書に違反し、その違反により本覚書の目的を達することができないと認められるとき。

12 その他

本覚書に記載のない事項については、本市とサービス事業者が協議のうえ決定するものとする。

令和 年 月 日

甲

住所 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

氏名 上尾市

上尾市長

印

乙

住所

氏名

印